

意見書第3号

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行う  
ことを求める意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14  
条第3項の規定により提出します。

令和6年6月20日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会文教厚生常任委員会  
委員長 松田 昌 邦

## 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

3年毎に行なわれる介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月より引き下げられた事に不安の声が上がっている。とりわけ訪問介護は当事者の身体介護、生活援助など要介護者や家族の在宅での生活を支え、さらには近年増え続ける高齢独居者等には欠かせないサービスである。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤を揺るがす事態を危惧する。今回の改定以前でさえも2023年の訪問介護事業所の倒産は全国で67件と保険制度開始以来過去最多となっている。そのほとんどが地域密着の小規模・零細事業所である。

厚生労働省は引き下げ理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、地方の実態からはかけ離れている。

近年、医療、福祉、介護に携わる人材不足が深刻化する中、ヘルパーの給与は全産業平均を6万円下回っているが相反してヘルパーの有効求人倍率は厚労省調べによると2022年は15.5倍と高水準となっている。

今後、沖縄県内でも休廃止事業所の急増が懸念される事から必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければならない。

以上のことから速やかに下記事項の実施を求める。

### 記

訪問介護報酬の引き下げを撤回し介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長